

# \*\*\*\*\* 公衆浴場営業許可申請手続きについて \*\*\*\*\*

## ① 事前相談

- 施設工事の着工前に施設の図面（循環系統図等）を持参し、相談してください。

## ② 届出書類の提出

- 申請書類は、営業開始予定の1ヶ月前から提出することができます。

申請場所：岡山市保健所衛生課（岡山市保健福祉会館 2F）

必要書類	
公衆浴場営業許可申請書	
添付書類	備考
①登記事項証明書及び定款又は寄付行為の写し	法人の場合
②本人確認ができる書類	個人の場合
③当該公衆浴場を中心とした半径 300m 以内の公衆浴場、河川、道路、公共施設及び利用者の分布状況等を明らかにした縮尺 3 0 0 0 分の 1 以上の正確な地図	一般公衆浴場の場合
④配置図、平面図並びに 2 面以上の立面図及び断面図	
⑤給水・給湯系統図並びに浴室の平面図（機器表、配管図、機械室内配置図を含む）	
⑥ろ過系統図（塩素系薬剤の注入口または投入口の位置を明示すること）	循環式浴槽を設置する場合
⑦入浴させる患者の種類、温泉の含有物質又は医薬品等の分析表又は証明書（名称、成分、用法、用量及び効能を付記）	温泉の含有物質又は医薬品等を原料として薬湯を使用する場合

※申請手数料 23,000 円（常設）

※申請書提出時に施設検査日を決めます。

※事業譲渡の場合は、裏面を参照し、岡山市保健所にご相談ください。

## ③ 施設の検査

- 施設の基準に適合しているか現地検査を行います。
- 営業施設の基準に適合しない場合は、不適合部分を改善後、再検査を受けてください。

## ④ 営業許可

- 申請書及び施設の検査結果を基に、審査を行います。審査で問題なければ許可となります。

## ⑤ 営業許可証の交付

- 営業許可証ができましたら電話で連絡しますので、岡山市保健所衛生課（保健福祉会館 2F）まで取りに来てください。受け取りの際は、**身分証明証**（運転免許証など）をご持参ください。

※郵送を希望される場合は、書類提出時に送付先を記入したレターパックプラス（赤色）をご用意ください。

- 営業許可証は、施設内の見やすい場所に掲示してください。

## 許可後、申請事項に変更等があった場合は？

- 次のような変更があったときは、届出が必要です。詳しくは岡山市保健所までご相談ください。

変更内容	手続き
申請者（個人）の住所変更、改姓	公衆浴場営業変更届 ※施設の変更の場合は、図面を添付してください。
申請者（法人）の本社所在地、法人名、代表者の変更	
施設名の変更	
施設の一部変更（軽微なもの） ※事前にご相談ください。規模によっては新規許可申請となります。	
事業譲渡により、営業者の地位を承継したとき （個人→個人、個人→法人、法人→個人、法人→法人）	公衆浴場営業承継届書（譲渡用） ※事前にご相談ください。 ※浴場業の譲渡が行われたことを証する書類を添付してください。
相続（個人）により、営業者の地位を承継したとき	公衆浴場営業承継届書（譲渡用）
法人の合併・分割により、営業者の地位を承継したとき	公衆浴場営業承継届書（合併・分割用）
施設の移転	新たに許可申請してください。
施設の新築（建て替え）	
施設の大幅な改築	

## 廃業した場合は？

- 公衆浴場営業廃止届書を提出してください。営業許可証を添付してください。



### 【問い合わせ先】

岡山市保健所 衛生課 環境衛生係

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1-1

岡山市保健福祉会館 2F

TEL 086-803-1258